

社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書の提出に  
ついて

本市議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、別紙  
のとおり意見書を提出するものとする。

平成 20 年 12 月 19 日 提出

提出者 周南市議会健康福祉委員会  
委員長 清 水 芳 将

(別 紙)

## 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書

地域における医師不足をはじめとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。これに加え非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働くいわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中で、政府は社会保障関係費の伸びを2200億円抑制する方針の見直しを示唆したが、これに対応する新たな財源の確保については不透明な状況にあり、これでは、地域の医療体制や介護への人材確保は深刻な事態に陥りかねない。

また、不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

よって、周南市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)で打ち出された社会保障関係費を毎年2200億円削減する方針を撤回すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

山口県 周南市議会